

小中学校体育館大型冷風機賃貸借に係る 公募型提案（プロポーザル）実施要領

1 目的

この実施要領は、小中学校体育館大型冷風機賃貸借の候補者（以下「候補者」という。）を公募型提案（プロポーザル）方式により、選定するために必要な事項を定めるものである。

2 契約概要

(1) 契約件名

小中学校体育館大型冷風機賃貸借

(2) 契約内容

小中学校体育館大型冷風機賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、候補者として選定された事業者の提案内容に応じて変更することがある。

(3) 契約方法

公募型提案（プロポーザル）方式による随意契約

(4) 契約期間

契約締結日の翌日 から 令和8年11月22日まで

(5) 賃貸借期間

賃借物品の配送場所到着日から6ヶ月間

ただし、賃借物件の配送は、令和8年5月22日までに完了すること。

(6) 提案上限金額

8, 799, 450円(消費税及び地方消費税を含む。)

※提案内容にかかわらず、提案上限金額を超える提案は無効とする。

3 参加資格

本手続きに参加できる者は、参加表明書提出期限の日現在において、次に掲げる各項目のいずれにも該当しないこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者。

(2) 営業に関し許可、認可、登録等を必要とする場合において、これを得ていない者。

(3) 直近の決算日時点で、過去1年(12月)以上の営業経歴を有しない者(合併、権利承継等を除く。)

- (4) 市町村税又は消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- (6) 暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員である者。
- (7) 申請において故意に虚偽の記載をし、又は虚偽の申告をした者。

なお、項目(6)については、春日市暴力団排除条例（平成22年条例第2号）第6条の規定に基づき、暴力団又は暴力団員でないことの確認のため、警察に照会する。また、単独で法律上の契約行為を行うことができない人（民法に定める制限行為能力者）は、申請できない。

※制限行為能力者とは、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び補助人の同意を要する被補助人を指す。

4 参加表明書に関する事項

- (1) 提出書類（各1部）
 - ① 様式第1号 参加表明書
 - ② 会社概要（様式は任意とする。）
- (2) 提出期間
令和8年4月6日（月）から令和8年4月20日（月）午後5時まで
- (3) 提出方法
提出書類を14の問合せ先に持参又は郵送（同日必着）にて提出すること。

5 資格審査

参加表明書を提出した者で、春日市競争入札参加資格に関する要綱（平成8年5月告示第65号）に基づく「令和8、9年度一般（指名）競争入札参加資格」の認定を受けていないものについては、資格審査を実施する。

- (1) 資格審査書類の提出
参加表明書提出後（同時可）、次に掲げる資格審査書類を14の問合せ先へ提出すること。
 - ① 資格審査様式第1号 参加資格審査申請書兼誓約書
 - (ア) 申請者は、法人にあつては代表者、個人にあつては事業主に限ります。
 - (イ) 申請する業種を○で囲んでください。複数の業種を申請する場合は、該当する業種すべてを○で囲んでください。
 - (ウ) 法人は、本店所在地、商号、代表者資格（役職等）及び代表者氏名（すべて登記事項証明書上のもの）を記入し、登記印鑑（実印）を押印してください。
 - (エ) 個人は、営業の本拠地、商号又は名称及び事業主名を記入し、実印を押

印してください。

(オ) 日付（申請日）を記入してください。

② 資格審査様式第2号 使用印鑑届

春日市との間において行う入札や契約締結等の契約関係事務に使用する印鑑を届け出てください。

※代表者（支店等登録の場合は、当該支店等の代表者）を示す印章でなければなりません。

※社印（社名のみの印章）は不可です。代表者の個人印は可とします。

③ 資格審査様式第3号 委任状

本店の代表者以外の者が契約関係事務を行う場合は、それらの権限を当該代表者から当該行為を行う者に委任するための委任状を提出してください。

(ア) 委任者（本店代表者）、受任者（支店等の代表者）それぞれの記名押印が必要です。受任者の欄には、「資格審査様式第2号 使用印鑑届」に押印した印鑑を押印してください。

(イ) 委任者の受任者の書き間違いに十分注意してください。

④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本） ※法人のみ※写し可

発行日が令和7年8月1日以後で、提出日現在の情報と相違ないものを提出してください。 ※現在事項証明、履歴事項証明のいずれでも可

⑤ 市町村税の滞納のないことを証明する書類 ※写し可

(ア) 市町村税の滞納のない証明書（市町村により名称が異なる。）又は各市町村税の納税証明書（直近1年度分）を提出してください。

(イ) 発行日が令和7年8月1日以後であるものを提出してください。

(ウ) 登録する事業所が所在する市町村の証明書を提出してください。

ただし、支店等において所在地での納税義務がなく証明書が発行されない場合は、本店が所在する市町村の証明書を提出してください。

(エ) 登録する事業所の所在地が春日市である場合は、「資格審査様式第4号 春日市税に関する納付状況調査承諾書」の提出に代えることができます。

なお、ここでいう市町村税とは、市町村（東京都特別区等を含む。）から課される全ての税のことで、市町村民税だけでなく、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税その他の市町村で課される全ての税（※1）について滞納がないことを証明する必要があります。

※1 東京都特別区にあっては、法人住民税（特別区民税分を含む。）、固定資産税のほか、区又は都から課される税のうち市町村における市町村税に相当する税

⑥ 消費税及び地方消費税の滞納がない証明書 ※写し可

(ア) 国税庁（本店所在地の所轄の税務署）が発行する消費税及び地方消費税

の未納がない証明書（納税証明書その3、その3の2又はその3の3のいずれか）を提出してください。

(イ) 発行日が令和7年8月1日以後であるものを提出してください。

(ウ) 納税義務がない事業者も提出してください。

(エ) e-Tax (Web版) を利用して取得した電子納税証明書 (PDFファイル) を印刷したものの提出も可とします。この場合は、証明書の発行日に注意してください。

⑦ 営業に係る許可書等

営業に係る許可、認可、登録等を要するものである場合は、その許可書等の写しを提出してください。

⑧ 財務諸表

直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書の写しを提出してください。(1年度分)

※財務諸表の写しが提出できる状態にある最新の事業年度分を提出してください。

※個人事業者で白色申告の場合は、申請できません。

⑨ 資格審査様式第5号 役員名簿

(ア) 法人の場合は、登記事項証明書に記載されている役員（監査役を除く。）について記入してください。

(イ) 個人の場合は、代表者の情報を入力してください。

(ウ) データで提出してください。印刷した書面の提出は不要です。

(2) 資格審査書類提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

提出書類を14の問合せ先に持参又は郵送（同日必着）にて提出すること。

(4) 資格審査結果通知

資格審査結果は参加表明書受理者に「様式第7号 提案の審査結果について」により通知する（令和8年4月27日（月）予定）。ただし、参加資格有の通知後であっても、警察に照会后、暴力団との関係が判明した場合には、本提案への参加資格は取り消すものとする。

6 質問に関する事項

本要領及び別紙仕様書に関し不明な点がある場合は、「様式第2号 質問書」に質問事項を記載し、令和8年4月17日（金）午後5時までに14の問合せ先に電子メール（「様式第1号 参加表明書」に記載する電子メールアドレスに限る。）で提出すること。

質問に対する回答は、令和8年4月20日（月）までに、参加表明書を提出した全ての者に電子メールにより回答する。

7 提案書等の提出に関する事項

(1) 提出書類

「様式第1号 参加表明書」を提出した者は、次の項目を内容とする提案書を提出すること。提出する用紙は全てA4版とすること。

- ① 様式第3号 小中学校体育館大型冷風機賃貸借に係る公募型提案書について（提案書表紙）
- ② 様式第4号 小中学校体育館大型冷風機賃貸借に係る公募型提案書
 - ・提案書は3ページ以内とする。
 - ・提案書を補完するために、提案書と別に5ページ以内での商品カタログ等の資料を提出すること。
- ③ 様式第5号 契約実績書
- ④ 様式第6号 見積書

(2) 提出書類の受付期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月24日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

提出書類を14の問合せ先に持参又は郵送（同日必着）にて提出すること。

(4) 提出部数

正本1部、副本5部（副本は複写可）

8 候補者の選定方法

- (1) 候補者の選定は、9の審査員において、提出された提案書の内容を10の評価基準に基づき評価採点を行い、各審査員の採点の平均点数が最低基準点（50点）を超え、かつ各審査員の採点の合計点数が最も高いものを選定し、候補者として特定する。なお、審査は非公開とする。
- (2) 審査結果は参加表明書受理者に「様式第7号 提案書の審査結果について」により通知する（令和8年4月30日（木）予定）。

9 審査員の構成

本業務の候補者の選定に係る審査は、次の5人の審査員が行う。

- (1) 春日市教育委員会教育部 教育部長
- (2) 春日市教育委員会教育部 教育総務課長
- (3) 春日市教育委員会教育部 教育総務課施設ICT担当 技術職員
- (4) 春日市教育委員会教育部 学校教育課長

(5) 春日市教育委員会教育部 学校教育課指導主事又は指導主幹

なお、上記の審査員がやむを得ず審査に参加できない場合は、当該審査員が指名する教育委員会事務局職員を審査員とすることができる。

1 0 評価基準

評価基準は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
1 消費電力	<ul style="list-style-type: none">消費電力 (W) が小さいものを優位とする。評価点は、提案書に記載された定格運転時の消費電力 (W) に基づき、応募者間の相对比较を行い、最小消費電力の機器を15点、最大消費電力の機器を5点とし、その間を線形補完により算出する。 評価点の算出式は次のとおりとする。 $\text{評価点} = 5 + 10 \times (\text{応募があった機器の最大消費電力} - \text{当該機器の消費電力}) / (\text{応募があった機器の最大消費電力} - \text{応募があった機器の最小消費電力})$ なお、算出された評価点は、小数第1位を四捨五入し整数とする。応募があった機器の最大消費電力と最小消費電力が同一の場合は、一律9点とする。提案書に消費電力 (W) の記載がない場合は、最低点の5点とする。本項目の評価は、機械的に行う。	15点
2 風量	<ul style="list-style-type: none">風量 (m³/min) が大きいものを優位とする。評価点は、提案書に記載された最大風量時の風量 (m³/min) に基づき、応募者間の相对比较を行い、最大風量の機器を15点、最小風量の機器を5点とし、その間を線形補完により算出する。 評価点の算出式は次のとおりとする。 $\text{評価点} = 5 + 10 \times (\text{応募があった機器の最小風量} - \text{当該機器の風量}) / (\text{応募があった機器の最小風量} - \text{応募があった機器の最大風量})$ なお、算出された評価点は、小数第1位を四捨五入し整数とする。	15点

		<ul style="list-style-type: none"> ・応募があった機器の最小風量と最大風量が同一の場合は、一律9点とする。 ・提案書に風量（m³/min）の記載がない場合は、最低点の5点とする。 ・本項目の評価は、機械的に行う。 	
3	運転音	<ul style="list-style-type: none"> ・運転音（db(A））が小さいものを優位とする。 ・評価点は、提案書に記載された最大風量時の運転音（db(A））に基づき、応募者間の相対比較を行い、最小運転音の機器を15点、最大運転音の機器を5点とし、その間を線形補完により算出する。 評価点の算出式は次のとおりとする。 評価点 = $5 + 10 \times (\text{応募があった機器の最大運転音} - \text{当該機器の運転音}) / (\text{応募があった機器の最大運転音} - \text{応募があった機器の最小運転音})$ なお、算出された評価点は、小数第1位を四捨五入し整数とする。 ・応募があった機器の最大運転音と最小運転音が同一の場合は、一律9点とする。 ・提案書に運転音（db(A））の記載がない場合は、最低点の5点とする。 ・本項目の評価は、機械的に行う。 	15点
4	機器の取扱いやすさ・安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・以下に示す項目について、総合的な視点により5段階評価で審査する。 ・評価点は、評価が高いものから25点、20点、15点、10点、5点とする。 ・電源の入り切りや風量の調整等、機器の主要な操作は、機器の操作ボタン等の表示により直感的に行えるか。 ・水の補給は、補給口にホースが挿入できる、補給水量が一目にわかる等、簡易に行えるか。 ・機器の移動は、機器に車輪等が付帯しており、平滑な場所であれば、大人2名で容易に行うことができるか。 ・水フィルターの乾燥機能等、メンテナンス機能が充実しているか。 ・羽根の防護ガードや機器の安定性など、安全対策機能 	25点

		が充実しているか。 ・その他機器の使用に有効と判断できる機能が充実しているか。	
5	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額が低いものを優位とする。 ・評価点は、見積書に記載された金額に基づき、応募者間の相対比較を行い、最小見積金額を30点、最大見積金額を6点とし、その間を線形補完により算出する。 <p>評価点の算出式は次のとおりとする。</p> $\text{評価点} = 6 + 24 \times (\text{応募があった事業者の最大見積金額} - \text{当該事業者の見積金額}) / (\text{応募があった事業者の最大見積金額} - \text{応募があった事業者の最小見積金額})$ <p>なお、算出された評価点は、小数第1位を四捨五入し整数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募があった事業者の最大見積金額と最小見積金額が同一の場合は、一律18点とする。 ・本項目の評価は、機械的に行う。 	30点
合 計			100点

1.1 留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成や提出に係る費用は提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び提案書は、審査等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載があった場合は、提出のあった参加表明書及び提案書を無効とする。

1.2 契約

(1) 契約の締結

市は、契約締結に向けて、第1候補者の提案書に記載された内容をもとに、第1候補者と契約内容の協議及び調整を行った上で、令和8年5月11日（月）までに契約の締結を行う。候補者の提案書に記載された全内容を承認するものでは

ない。

なお、協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。

1.3 全体スケジュール

項目	期間・期限等
参加表明書の受付	令和8年4月6日（月）～4月20日（月）
実施要領及び仕様書についての質問受付	令和8年4月6日（月）～4月17日（金）
資格審査及び提案書等の受付期間	令和8年4月6日（月）～4月24日（金）
事業者からの質問への回答期限	令和8年4月20日（月）
審査期間	令和8年4月27日（月）～4月28日（火）
審査結果通知	令和8年4月30日（木）予定
契約締結	令和8年5月11日（月）予定

1.4 問合せ先

春日市 教育部 教育総務課 施設ICT担当 長崎

住 所 〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5（春日市役所4階）

電 話 092-584-1128

E-mail kyoumu@city.kasuga.fukuoka.jp

窓口受付時間

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで